

「航空整備士実地試験要領」の一部改正案について

令和 8 年 9 月
航空局安全部安全政策課

1. 背景

航空法第 29 条第 4 項においては、外国政府の授与した技能証明を有する者に対し、我が国の技能証明を行う場合は、国土交通省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を免除することができる」とされており、具体的な省略の内容や条件等は、安全政策課長通達の「航空整備士実地試験要領（以下、「実地試験要領」という。）」に定めている。

当該通達において、現在省略できる範囲は欧州航空安全庁（EASA）加盟国が発行した技能証明の保有者にとどめているところ、我が国における整備人材の確保を一層進めるため、今般、当該技能証明の保有者が EASA の認定を受けた整備事業場での業務経験を有する場合にはそれを考慮し一部試験を省略できるなど、所要の改正を行うもの

2. 改正概要

- ① 欧州航空安全庁（EASA）加盟国が発行した航空整備士の Category B1 ライセンス（以下、「Category B1 ライセンス」という。）を保有する者が、受験を希望する型式と同じ場合であって、かつ EASA の認定を受けた整備事業場において発動機試運転の実施が認められている場合は、実地試験要領別表の「動力装置の操作」科目に関し実施要目に定める「1. 発動機の地上における運転試験」及び「2. 諸系統の機能試験及び作動試験」の省略を可能とする。
- ② Category B1 ライセンスを保有する者が、二等航空整備士、一等又は二等航空運航整備士を受験する際に、仮に保有する Category B1 ライセンスの限定型式と、受験を希望する型式とで違いがある場合であっても、等級と種類が同一の場合は、実地試験要領 第 3 部 第 3 章 8 項 ② (a) と同様に「法規関連」及び実機に関する科目については、主要システム（電気系統、油圧系統、空気圧系統、プロペラ、発動機、故障診断機能）及びアビオニクス・システム（通信系統、自動操縦装置系統、計器系統、航法系統）を中心に簡便に確認を行うこととする。
- ③ その他、本通達における項番表示の変更など所要の改正を行う。

3. 公布・適用

- ・令和 8 年 10 月頃を予定